

川崎市公告第1429号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和7年11月6日までに
撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和7年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 放置されている場所（住宅名）

小倉第3市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 2台（小倉第3市営住宅敷地内 東側空地）